

第8章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

空家等の対策を実施するに際しては、庁内の様々な課に関係することから、必要に応じて対策に関する協議を行い、実施の検討をします。

空家等の対策を実施するうえでの検討組織は、町の庁内組織による「小川町空家等対策庁内検討会」とします。

また、特に関係する地域の代表者（区長等）と連携しながら情報交換を行い、適切な対応が実施できる体制を整えていきます。

なお、庁内検討会は下記の構成員により組織されています。

○平成29年3月まで

- ・副町長　・総務課長　・政策推進課長　・税務課長　・町民課長
- ・環境農林課長　・にぎわい創出課長　・建設課長　・都市政策課長
- ・上下水道課長

以下、町における担当課と役割の一覧です。

空家等に関する対策の実施体制、役割	担当課
防災にすること	総務課
防犯、寄附申込みにすること	政策推進課
固定資産の課税情報、住宅用地特例解除にすること	税務課
住民基本台帳及び戸籍にすること	町民課
ごみ等の放置、不法投棄にすること	
鳥獣害、害虫にすること	
樹木、雑草等の繁茂にすること	環境農林課
農業施策としての利活用にすること	
産業振興施策としての利活用にすること	にぎわい創出課
定住促進対策としての利活用にすること	
道路、河川にすること	建設課
庁内検討会の運営、連絡調整等にすること	
管理不全な空家等にすること	都市政策課
空き家情報バンク、利活用にすること	
水道の使用状況等にすること	上下水道課

○平成29年4月から（機構改革のため、担当課等の変更）

- ・副町長　・政策推進課長　・防災地域支援課長　・税務課長
- ・町民課長　・環境農林課長　・にぎわい創出課長　・建設課長
- ・都市政策課長　・上下水道課長

以下、町における担当課と役割の一覧です。

空家等に関する対策の実施体制、役割	担当課
寄附申込みにすること	政策推進課
防災、防犯にすること	防災地域支援課
固定資産の課税情報、住宅用地特例解除にすること	税務課

住民基本台帳及び戸籍に関すること	町民課
ごみ等の放置、不法投棄に関すること	
鳥獣害、害虫に関すること	環境農林課
樹木、雑草等の繁茂に関すること	
農業施策としての利活用に関すること	
産業振興施策としての利活用に関すること	にぎわい創出課
定住促進対策としての利活用に関すること	
道路、河川に関すること	建設課
庁内検討会の運営、連絡調整等に関すること	
管理不全な空家等に関すること	都市政策課
空き家情報バンク、利活用に関すること	
水道の使用状況等に関すること	上下水道課

第9章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

前述の第2章 計画期間や住宅・土地に関する調査の実施年と整合性を図り、計画期限を迎えるごとに、町の空家等の状況の変化を踏まえ、計画内容の改定等を検討します。